

**新潟市と図書館資料の相互利用を開始**

8月1日（火）から、新潟市と三条市の図書館資料の相互利用を開始します。三条市にお住まいの方は新潟市の図書館で、新潟市にお住まいの方は三条市の図書館で貸出カードを作り、それぞれの図書館所蔵の資料を借りられるようになります。

**【本件のポイント】**

- 8月1日（火）から新潟市と三条市の図書館資料の相互利用を開始

**【本件の概要】**

## 1 三条市民が利用できる新潟市立図書館

次の図書館19館と図書室4室を利用できます。（所蔵資料の合計は約182万冊）

- (1) 北 区 豊栄図書館、松浜図書館
- (2) 東 区 山の下図書館、石山図書館、東区プラザ図書室
- (3) 中央区

中央図書館、舟江図書館、鳥屋野図書館、生涯学習センター図書館、アルザにいがた情報図書室

- (4) 江南区 亀田図書館
- (5) 秋葉区 新津図書館、荻川地区図書室、金津地区図書室
- (6) 南 区 白根図書館、月潟図書館
- (7) 西 区 坂井輪図書館、内野図書館、黒埼図書館
- (8) 西蒲区 西川図書館、岩室図書館、潟東図書館、巻図書館

※新潟市にお住まいの方は三条市内の図書館等複合施設「まちやま」内の図書館、栄・下田分館、嵐南公民館分館、漢学の里分室を利用できます。（所蔵資料の合計は約36万冊）

## 2 利用方法

三条市にお住まいの方は新潟市の図書館で、新潟市にお住まいの方は三条市の図書館で貸出カードを作って、それぞれの図書館の資料を借りることができます。

## 3 開始時期 8月1日（火）

## 4 その他

新潟市の図書館において、所蔵していない資料の購入希望（リクエスト）、新潟市外の図書館からの借受け（相互貸借）、団体貸出し、電子図書館の利用はできません。貸出冊数や期間、返却方法などは、新潟市の規定によります。